

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年3月22日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，経済産業大臣，
中小企業庁長官 宛て

京都市会議長 名

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。2012年10-12月期の中小企業景況調査によると、「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は、足踏み状態と言える。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっている。

例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要である。

京都市においては、京都府と共に、中小企業の経営改善・事業再生の取組を促進するため、「京都金融支援連携協議会」を創設し、支援体制の充実を図っている。

そのうえで、政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、更なる地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。

昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、金融機関をはじめ、商工会や公認会計士、税理士、中小企業診断士などを認定支援機関として位置付け、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば、中小企業の経営改善が期待できる。とりわけ、地域の金融機関による地元の中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。

よって国におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう求める。

記

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークの整備と共に、認定支援機関の整備を図るなど、総合的、かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。